

今年の重要最高裁判例(破棄判決)解説

今年最後のセミナーは、今年出された重要最高裁判決を3件取り上げます。い ずれも原審の判断に違法があるとされたものであり、詳細は、下記【講義プログ ラム】をご参照下さい。一件目は、運送会社における時間外手当の支払い、二件 目は、職場内の女性トイレの使用に関する職員間の調整、三件目は、正職員と定 年後再雇用職員の基本給及び賞与の性質や目的、労使交渉に関する事情をどのよ うに評価するのかが問題となりました。

本セミナーでは、各判決のポイントとともに、実務上の留意点を解説します。

日時

令和5年12月13日(水)

講師

弁護士 山中 健児

(石嵜・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法

WEB 開催

定員

100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

午後3時~5時

対象者

企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費

5,500円(税抜5,000円)

※石嵜・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。

申込方法

FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り 12 月 7 日(木))。

【講義プログラム】

- 1. 熊本総合運輸事件(令 5.3.10)
 - ・労基法 37 条所定の割増賃金が支払わ れたものといえるかが争点となった事例 4. 各事例の検討
- 2. 経済産業省事件(令5.7.11)
 - ・性同一性障害の職員の職場の女性トイ レの使用の可否が争点となった事例
- 3. 名古屋自動車学校事件(令 5.7.20)

- ・正職員と定年後再雇用嘱託職員の基本給 及び賞与の待遇格差が争点となった事例
- - (1) 判断のポイント
 - (2) 関連する裁判例
 - (3) 実務上の留意点
- 5. まとめと質疑応答

【来年の開催予定】 2月14日(水)、3月27日(水)いずれも午後3時~5時

(テーマ:【テーマ別】就業規則の作成上の留意点)

参加申込書

石嵜・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX番号:03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス: seminar@iylaw.jp

(本申込書を PDF 化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込みが切り12月7日(木)

「今年の重要最高裁判例(破棄判決)解説」 日時:令和5年12月13日(水)午後3時〜午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員100名 参加費:1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させて頂きます。 ※石嵜・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。			
会社・団体名			□顧問 □非顧問 該当する箇所にチェック図をお
住所 〒			願いします。
所属・役職(代表者)氏名		E メール②※申込手続完了後に Teams の接続情報をきます(複数名でご参加の場合にも代表者内させて頂きます)。	
TEL (()	FAX ()	
その他の参加者	所属・役職	氏名	_
その他の参加者	所属・役職	氏名	_
その他の参加者	所属・役職	氏名	_
その他の参加者	所属・役職	氏名	_
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせて頂きます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせて頂きます。			
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 □ 上記住所・代表者と同じ □ 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい)			
送付先住所			
所属・役職・ご担当者氏名			

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させて頂きます。